

函館市認知症初期集中支援チーム検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第2項第6号に規定する認知症総合支援事業における認知症初期集中支援推進事業を実施するため配置する認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）の円滑かつ適正な運営を図るため、函館市認知症初期集中支援チーム検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 支援チームの設置ならびに活動内容および活動状況に関すること。
- (2) 認知症支援における総合的な調整に関すること。
- (3) その他認知症総合支援事業に関し、必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健医療に従事する者
- (2) 介護福祉に従事する者
- (3) 社会福祉関係者および老人福祉関係者
- (4) 認知症支援に識見を有する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

4 委員に欠員を生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第4条 委員会に会長および副会長各1名を置く。

2 会長および副会長は委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部高齢福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降最初に委嘱される委員の任期は、第3条第3項の規定に関わらず、平成30年3月31日までとする。
- 3 この要綱による最初の会議および委員の任期満了後における最初の会議は、第5条第1項の規定に関わらず、市長が招集する。